

被災者生活再建支援制度のご案内

この制度は、令和4年8月3日からの大雨による災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

支援金は、被災者生活再建支援法に基づく国の制度と、国の制度では支援を受けられない被災世帯に町の制度で支援する2つの支援制度により支援を行います。

●対象となる被災世帯

鱒ヶ沢町内に居住の世帯でこのたびの災害により	国の制度	町の制度
① 住宅が全壊した世帯（全壊）	○	
② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体）	○	
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難）	○	
④ 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊）	○	
⑤ 住宅が中規模半壊した世帯（中規模半壊）	○	○
⑥ 住宅が半壊した世帯（半壊）		○

●支援金の支給額

支援金は、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2つの支援金の合計額となります。

区分	A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)	合計 A+B
① 全壊	100万円	建設・購入 200万円	300万円
		補修 100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く） 50万円	150万円
② 解体	100万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く） 50万円	100万円
③ 長期避難	50万円	建設・購入 100万円	130万円
		補修 50万円	80万円
		賃借（公営住宅を除く） 25万円	55万円
④ 大規模半壊	50万円	建設・購入 200万円	250万円
		補修 100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く） 50万円	100万円
⑤ 中規模半壊	30万円	建設・購入 100万円	130万円
		補修 50万円	80万円
		賃借（公営住宅を除く） 25万円	55万円
⑥ 半壊	30万円		30万円

※世帯人数が一人の場合は3/4の支給額となります。

●申請期限

- ・基礎支援金 令和5年9月8日（災害発生の日から13ヶ月の間）まで
- ・加算支援金 令和7年9月8日（災害発生の日から37ヶ月の間）まで

●申請に必要な書類

<基礎支援金>

- ・被災者生活再建支援金申請書 ※それぞれの制度毎に申請してください。
- ・罹災証明書【町総合窓口課（窓口⑥）で発行】
- ・住民票（令和4年8月9日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの）【町総合窓口課（窓口⑤）で発行】
- ・申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー（金融機関名、取引店名、種目、口座番号、口座名義人の「フリガナ」が印刷された部分）
- ・解体の場合は、滅失登記簿謄本【法務局で発行】又は解体証明書【町総合窓口課（窓口⑥）で発行】 ※解体後の申請になります。

<加算支援金>

- ・住宅の再建方法（住宅の建設・購入、補修、賃借）に応じ、そのことを確認できる契約書等（または見積書+領収書）の写し
※契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書・写真等の添付をお願いすることがあります。
※補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。

●その他留意事項

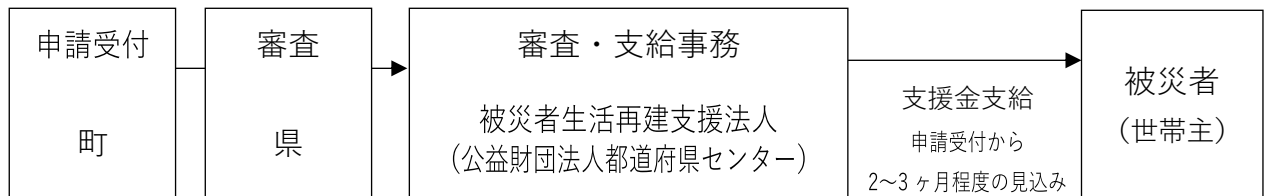
- ・住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。（賃貸住宅の大家、空き家など）
- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住している方も対象となります。
- ・基礎支援金と加算支援金の申請を同時にする必要はありません。最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・1回目の申請で加算支援金の賃借に該当する支援金を受給したあと、建設・購入または補修することとして2回目にその差額を申請することは可能です。
例) 例えば、被災直後は一時的にアパートを借り、その後、住宅を新築・購入するか、または被災住家を修繕して引き続き住むことになった場合
なお、補修で受給したあとに、建設・購入を申請することは、一度、生活再建を完了していると考えられることから、差額の申請をすることはできませんので、ご注意ください。

●支援金の支給

国の制度による支援金は、鱒ヶ沢町で申請書を受付後、青森県を經由して、制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人 公益財団法人道道府県センター」に送付され、審査・決定したあと、指定された金融機関等の口座に振り込まれます。（下図参照）

書類等に不備がない場合は、申請受付から支給まで2～3ヶ月程度の見込みです。また、町の制度による支援金は、受付から支給まで1ヶ月程度の予定です。

なお、支援金を不正に受給した場合は、支援金の支給決定を取り消し、支援金の返還を請求することがあります。



●問い合わせ・申込窓口

鱒ヶ沢町ほけん福祉課 福祉班（窓口①） TEL：0173-72-2111